

<経済環境適応資金>

パワーアップ資金【企業立地】

融 資 対 象	<p>1 県内の「工場適地等」に立地する製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者。</p> <p>「工場適地」とは、下記のいずれかのことをいう。</p> <p>①工場立地法第3条に規定する工場立地調査簿に登載されている工場適地</p> <p>②都市計画法第9条に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域</p> <p>③県企業庁又は市町村（一部事務組合、公営企業、地方公社等を含む）が造成した工業用地</p> <p>④工場跡地</p> <p>⑤その他、知事が工場適地等として証明したもの</p> <p>2 企業立地促進法（注）第14条第1項又は第16条第1項に基づく知事の承認を受けている中小企業者</p>																					
融 資 限 度 額	10億円（通常2億円、平成25年3月31日まで10億円）																					
資 金 使 途	<p>1 新たに工場等を建設する際などに必要な設備資金及び運転資金</p> <p>2 企業立地促進法に基づく承認を受けた計画の実施に必要な設備資金及び運転資金</p>																					
融 資 期 間 及び融資利率	<table border="0"> <tr> <td>設備</td> <td>2年以上 3年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年以上 5年以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6年以上 7年以内</td> <td>年1.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9年以上 10年以内</td> <td>年1.9%</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>2年以上 3年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年以上 5年以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6年以上 7年以内</td> <td>年1.8%</td> </tr> </table>	設備	2年以上 3年以内	年1.6%		4年以上 5年以内	年1.7%		6年以上 7年以内	年1.8%		9年以上 10年以内	年1.9%	運転	2年以上 3年以内	年1.6%		4年以上 5年以内	年1.7%		6年以上 7年以内	年1.8%
設備	2年以上 3年以内	年1.6%																				
	4年以上 5年以内	年1.7%																				
	6年以上 7年以内	年1.8%																				
	9年以上 10年以内	年1.9%																				
運転	2年以上 3年以内	年1.6%																				
	4年以上 5年以内	年1.7%																				
	6年以上 7年以内	年1.8%																				
据 置 返 済 方 法	<p>返済期間5年以内：原則として据置6か月（1年まで延長可）の分割返済</p> <p>返済期間6年以上10年以内：原則として据置1年の分割返済</p>																					
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																					
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																					
信 用 保 証	原則として、保証協会による信用保証を要する （融資対象1：一般保証を利用、融資対象2：別枠保証を利用）。																					
保 証 料	<融資対象1>年0.40%～1.83%、<融資対象2>年0.67%																					
責 任 共 有 制 度	対象																					
推 薦 機 関	県内商工会議所及び商工会																					
申 込 先	<p>取扱金融機関の県内各店舗</p> <p>（※取扱金融機関の県内店舗に口座がない場合は、県外店舗でも取扱い可）</p>																					
必 要 添 付 書 類	<p><融資対象1></p> <p>知事の証明を受けたパワーアップ資金「企業立地」事業計画書（様式第12）</p> <p>⇒証明申請書の提出先：産業労働部産業立地通商課 立地推進グループ</p> <p>（電話052-954-6372）</p>																					

	<p><融資対象2> 知事の承認を受けた企業立地促進法に基づく計画書 ⇒企業立地促進法に関する計画書の提出先：産業労働部産業立地通商課 立地指導・調整グループ (052-954-6342)</p>
問 い 合 せ 先	<p>愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談室 0120-454-754 (信用保証について)</p>

(注) 企業立地促進法：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

パワーアップ資金「企業立地」事業計画書

平成 年 月 日

愛知県知事殿

住 所
商号または名称
代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金「企業立地」）融資制度による融資を受けて企業立地を促進したいので、次のとおり計画書を提出します。

業 種				資 本 金		従業員数	
	今回立地する工場等における生産計画等						
生産予定品目			年間生産量		年間生産額		
立地目的							
立地場所							
土地の種別	1. 工場適地 2. 工業地域、工業専用地域等 3. 地方公共団体等の造成した工業用地 4. 工場跡地 5. その他						
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	土地取得予定	年 月 日		
新規・増改築の別							
資 金 計 画	用地取得等費	建築費	機械設備費	小 計	運転資金	合 計	
	自己資金	金融機関借入(内本制度による借入)		そ の 他	計		
	()						
建設期間	年 月 日～ 年 月 日			操業開始予定日	年 月 日		
設立年月日	年 月 日		前年度所得額				

(注) 当該工場・建物の図面、見積書等を添付のこと。

上記の土地が、経済環境適応資金融資制度要綱に規定する工場適地に該当することを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

第 号

平成 年 月 日

愛知県知事

印